

岐阜県公報

号 外 (六) 平 成 三 十 年 四 月 一 日

目 次

規 則

- 岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則
(医療整備課・医療福祉連携推進課) 一〇
- 岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
(障害福祉課) 五
- 岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
(同) 一〇

規 則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則(平成二十二年岐阜県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総務省令第五十一号」の下に「以下「省令」という。」を加える。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とし、第四条第三号中「法第二十五条第一項に規定する中期目標をいう。以下同じ。」を削り、同条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条第三号中「地方独立行政法人(以下「法人」という。)」を「法人」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(監査報告の作成)

第二条 法第十三条第四項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第一号及び第五項において同じ。)は、監事の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 地方独立行政法人(以下「法人」という。)の役員及び職員

一 事業年度における業務の実績及び当該年度計画に定める項目 書 かにした報告	二 当該事業年度における業務の実績（当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次に掲げる事項を、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたもの） イ 中期計画及び年度計画の実施状況 ロ 当該事業年度における業務運営の状況	二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。 5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 監事の監査の方法及びその内容 二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第二十五条第一項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見 三 法人の役員の職務の遂行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見 四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実 五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 六 監査報告を作成した日 （監事の調査の対象となる書類） 第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、省令及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。 第八条を次のように改める。 （業務の実績等の報告書の記載事項） 第八条 法第二十八条第二項に規定する報告書には、次の表の上欄に掲げる当該報告書の区分に応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。
二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	中期計画に定めた項目	八 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 二 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 2 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果（次に掲げる事項を明らかにしたもの）（当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものに限り。） イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況 1 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次に掲げる事項を、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたもの） イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 二 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 2 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果（次に掲げる事項を明らかにしたもの）（当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものに限り。） イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

三 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書 中期計画に定めた項目 八 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況 1 中期目標の期間における業務の実績（当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次に掲げる事項を、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたもの） イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 2 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果（次に掲げる事項を明らかにしたもの）（当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものに限り。） イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	二 法第七十八条の二第二項に規定する報告書には、次の表の上欄に掲げる当該報告書の区分に応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならぬ。 一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告 当該事業年度の年度に係る年度計画に定められた項目 1 当該事業年度における業務の実績（当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次に掲げる事項を、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたもの） イ 中期計画及び年度計画の実施状況
書 ロ 当該事業年度における業務運営の状況 ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 2 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果（次に掲げる事項を明らかにしたもの）（当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものに限り。） イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書 中期計画に定めた項目 1 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次に掲げる事項を、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイから八までに掲げる事項を明らかにしたもの） イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 2 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果（次に掲げる事項を明らかにしたもの）（当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものに限り。） イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

	三 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書		八 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
	中期計画に定めた項目	1 中期目標の期間における業務の実績（当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次に掲げる事項を、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたもの） イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 二 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 2 前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果（次に掲げる事項を明らかにしたもの）（当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものに限り。） イ 評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	

ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への派遣職員の数 二 財務諸表の要約 三 財務情報のうち次に掲げるもの イ 財務諸表に記載された事項の概要 ロ 重要な施設等の整備等の状況 ハ 予算及び決算の概要 二 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況 四 事業に関する説明として次に掲げるもの イ 財源の内訳 ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明 第十二条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改める。 第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。 （内部組織） 第十九条 法第五十六条の二第一号に規定する規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。 2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。 （管理又は監督の地位） 第二十条 法第五十六条の二第二号に規定する規則で定める管理又は監督の地位は、岐阜県職員の退職管理に関する規則（平成二十八年人事委員会規則第八号）第二十二条に規定する職員が就いている職に相当するものとして知事が定めるものとする。 第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。 第十四条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。 （会計監査報告の作成）	第十條の見出しを「財務諸表等」に改め、同條に次の一項を加える。 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 法人に関する基礎的な情報 イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体の長、組織図その他の法人の概要 ロ 事務所の所在地 ハ 資本金の額及び出資者（この出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。） 二 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
--	--

第十二条 法第三十五条第一項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 法人の役員（監事を除く。）及び職員

二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、法第三十四条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く、以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していることと認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していることと認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報（正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象及び後発事象その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。）

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の十の次に次の一条を加える。

（指定障害児通所支援事業者等の指定の変更の申請）

第五条の十の二 法第二十一条の五の二十第一項及び法第二十四条の十三第一項の規定による申請は、指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設指定変更申請書（別記第十五号様式の十二の二）により行うものとする。

第五条の十一の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条第一項中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同条第三項中「第二十四条の十三」を「第二十四条の十三第三項」に改める。

第五条の十三第一項中「第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項」を「第二十一条の五の二十第三項若しくは第四項」に、「第二十四条の十三」を「第二十四条の十三第三項」に、「第二十一条の五の二十三第一項若しくは」を「第二十一条の五の二十四第一項、」に改め、「第二十四条の十七」の下に「若しくは法第三十三条の十八第六項」を加え、同条第二項中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第四項」に、「第二十一条の五の二十三第一項若しくは」を「第二十一条の五の二十四第一項、」に改め、「第二十四条の十七」の下に「若しくは法第三十三条の十八第六項」を加え、「第二十一条の五の十五第二項第四号」を「第二十一条の五の十五第三項第六号」に改める。

第五條の十四中「第二十一條の五の二十四」を「第二十一條の五の二十五」に改める。
 第十六條第一項中「第三十三條第六項から第九項まで」を「第三十三條第八項から第十一項まで」に改め、同條第二項中「第三十三條第八項」を「第三十三條第十項」に改める。

別表第二備考第五号中「~~第21条~~の5の28」を「~~第21条~~の5の29」に改める。
 別記第十五号様式の十二の次に次の様式を加える。

第15号様式の12の2 (第5条の10の2関係)

指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設指定変更申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

事 業 者 所在地：
名 称：
代表者：
連絡担当者：
電話番号：

印

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設に係る指定の変更を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地 ※都道府県から記載してください。		(郵便番号 —)			
	法人の種別		法人所轄庁			
	連絡先	電話番号	FAX番号			
	代表者の職・氏名		フリガナ 職 名		フリガナ 氏 名	
	代 表 者 の 住 所 ※都道府県から記載してください。		(郵便番号 —)			
指定の変更を受けようとする事業所・施設の種類	フリガナ					
	名 称					
	事業所(施設)の所在地 ※都道府県から記載してください。		(郵便番号 —)			
	同一所在地において行う事業等の種類		申請事業	申請をする事業等の事業開始予定年月日	実施事業	既に指定を受けている事業等の指定年月日 指定事業所番号
	支援障害児通所					
	指定障害児入所施設					

備考

- 「法人の種別」欄には、申請者の法人種別を次の区分から選択してください。
地方公共団体(市町村)、地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)、地方公共団体(都道府県)、指定管理者等(業務委託含む)、国立施設、社会福祉法人(社協)、社会福祉法人(社協以外)、医療法人、特例社団法人、特例財団法人、一般社団法人、一般財団法人、営利法人、特定非営利活動法人(NPO)、農協、生協、その他法人
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。

第27号様式 (第16条関係)

別記第二十七号様式を次のように改める。

一 時 保 護 決 定 通 知 書				
様		第 号 年 月 日		
		子ども相談センター所長 図		
あなたが保護者となっている下記の 児童福祉法第33条第 項の規定により一時保護を決定しましたので通知します。				
児童氏名			男・女	年 月 日生 歳
住 所				
一 時 保 護	場 所	名 称		
		所在地		
	年 月 日	年 月 日		
	一 時 保 護 を 開 始 す る 理 由 と な っ た 具 体 的 事 実 の 内 容			
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
備 考	(教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。 3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとすると、及び引き続き一時保護を行つた後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません（児童福祉法第33条）。			

第27号様式の3（第16条関係）

別記第二十七号様式の三を次のように改める。

一 時 保 護 委 託 通 知 書				
様			第	号
			年	日
			月	
			子ども相談センター所長 印	
あなたが保護者となっている下記の 児童福祉法第33条第 項の規定により一時保護を委託しましたので通知します。				
児童氏名			男・女	年 月 日生 歳
住 所				
一 時 保 護	場 所	名 称		
		所在地		
	年 月 日	年 月 日		
	一 時 保 護 を 開 始 す る 理 由 と な っ た 具 体 的 事 実 の 内 容			
委託期間	年 月 日から 年 月 日まで			
備 考	(教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。 3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません（児童福祉法第33条）。			

別記第二十八号様式の中「**第17条**」を「**第18条**」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条、別記第二十七号様式及び別記第二十七号様式の三の改正規定は、平成三十年四月二日から施行する。
- 2 この規則の施行前に提出された改正前の児童福祉法施行細則の規定による申請書その他の書類は、改正後の児童福祉法施行細則の規定による申請書その他の書類とみなす。

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式じん臓の機能障害の状況及び所見の様式中

「1 じん臓能

ア 内因性クレアチニンクリアランス値	（ ml/分）	測定不能
イ 血清クレアチニン濃度	（ mg/dl）	を
ウ 血清尿素窒素濃度	（ mg/dl）	
エ 24時間尿量	（ ml/日）	
オ 尿 所 見	（ ）	」
「1 じん臓能		
ア 内因性クレアチニンクリアランス値	（ ml/分）	測定不能
イ 血清クレアチニン濃度	（ mg/dl）	
ウ eGFR（推算糸球体濾過量）	（ ml/分/1.73m ² ）	に定める。
エ 血清尿素窒素濃度	（ mg/dl）	
オ 24時間尿量	（ ml/日）	
カ 尿 所 見	（ ）	」

別記第九号様式中「**でます**」を「**できません**」（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると職制職をすることができなくなつます。）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによりすることができる。